

碧南市地域農業再生協議会 次第

日時 令和6年8月27日（火）

午後1時45分から午後2時30分まで

場所 碧南市役所7階 議員大会議室

1 あいさつ

2 議事録署名人選任

3 議事

(1) 第1号議案 令和6年度水田農業対策の実施状況について

(2) 第2号議案 令和7年度水田農業対策の取組及び作付地域について

4 その他

(1) 令和6年度経営所得安定対策事業における交付申請状況について

(2) 令和7年度小麦、大豆等作付けにおける依頼について

令和6年度 碧南市地域農業再生協議会会員名簿

令和6年8月1日現在

整理
番号

役職	氏名	所属職名
1 会長	小池 友妃子	碧南市長
2 副会長	神谷 昌明	碧南市農業委員会会長
3 会員	山中 力四郎	碧南市農業委員会委員
4 会員	市古 昭子	碧南市農業委員会委員
5 会員	黒田 実	碧南市農業委員会委員
6 会員	長谷部 実	碧南市土地改良区理事(碧南市農業委員会委員)
7 会員	藤浦 利吉	碧南市農業委員会委員
8 会員	近藤 正孝	碧南市農業委員会委員
9 会員	金子 さか江	碧南市農業委員会委員
10 会員	三島 孝二	碧南市農業委員会委員
11 会員	石川 清勝	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
12 会員	藤関 弘之	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
13 会員	永井 是充	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
14 会員	新美 康弘	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
15 会員	金原 節子	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
16 会員	加藤 浩孝	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
17 会員	下島 良一	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
18 会員	杉浦 孝明	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員 (JAあいち中央営農部会代表・愛知県農業共済組合)
19 会員	磯貝 孝弘	碧南市農業委員会農地利用最適化推進委員
20 会員	山中 光弘	JAあいち中央営農部会代表
21 会員	鈴木 良樹	JAあいち中央営農部会代表
22 会員	野村 勝己	JAあいち中央営農企画部副部長(営農企画課担当・部長代行)
23 会員	生田 和重	碧南市経済環境部長(碧南市地域担い手育成総合支援協議会会員)
24 監事	永坂 邦男	碧南市農業委員会副会長
25 監事	原田 孝司	JAあいち中央碧南地区担当理事(碧南市農業委員会委員・JAあいち中央営農部会代表・農地利用集積円滑化団体)

オブザーバー

	岡 善勝	東海農政局地方参事官室(愛知支局)総括農政推進官
	紀平 明宏	東海農政局地方参事官室(愛知支局)主任農政推進官
	中神 弘雅	東海農政局地方参事官室(愛知支局)経営所得安定対策指導官

事務局

26 事務局長	亀島 弘樹	碧南市経済環境部農業水産課長
27 支局長	石川 浩義	JAあいち中央営農部碧南営農センター長
28 事務局	齋藤 静絵	碧南市経済環境部農業水産課課長補佐
30 事務局	北村 信晃	碧南市経済環境部農業水産課農政振興係主査

第1号議案

令和6年度水田農業対策の実施状況について

令和6年8月1日現在

米の生産数量面積の目安 A :	309.0	ha	(注)
-----------------	-------	----	-----

(注) 令和6年産米の生産数量目標の目安については、県協議会から示された生産数量目標の目安1, 596トンを10aあたりの配分基準単収517キログラムで除して算出した。

(単位: ha)

水稲作付率 % C/A=B	水稲作付面積 C	生産調整の実施状況						水田面積 C+H=I	
		小麦・大豆等の作付				その他作付 G	水稲以外作物 作付等計 F+G=H		
		市内 D	市外 E	市外内訳					計 D+E=F
93.27	288.2	小麦・大豆	15.3	西尾市	9.9	104.8	26.5	131.3	419.6
		89.5 (94.6)		安城市	4.7				

(注) () 内の数値は入作を含む集団全体の面積。

(上記の表を㎡換算)

水稲作付面積 2,882,558	小麦・大豆	153,131	西尾市	99,353	1,048,432	265,419	1,313,851	4,196,409
(飼料用米 面積算定)	895,301 (946,801)	153,131	安城市	47,578				
作付面積 0			高浜市	6,200				

水田面積に対する生産調整率(転作率) $\frac{H}{I}$
31.29%

第2号議案

令和7年度水田農業対策の取組及び作付地域について

1 令和7年度以降の集団転作面積及び予定地について

(1) 令和7年度以降の集団転作実施方針

ア 湿田等、麦・大豆の作付に適さない水田を転作対象から除外し、各地区の面積割合に応じて毎年88～89ha程度の転作を実施する。

イ 今後3年間の転作ローテーションについて、過去3年間実施したローテーションを基に別添のとおり設定した。

ウ 次ページのとおり転作除外地の追加を行う。

(2) 各地区の転作対象水田面積、割合等 (R6.8.1現在)

	転作対象水田面積 (割合)	転作除外地面積	除外後転作対象面積 (割合)	転作面積/年
前浜・川口地区	647,078 m ² (16.75%)	58,881 m ²	588,197 m ² (22.35%)	196,066 m ²
うち前浜地区	470,870 m ² (72.77%)	13,993 m ²	456,877 m ² (77.67%)	152,292 m ²
うち川口地区	176,208 m ² (27.23%)	44,888 m ²	131,320 m ² (22.33%)	43,773 m ²
伏見屋・北浦地区	894,210 m ² (23.15%)	164,820 m ²	729,390 m ² (27.72%)	243,130 m ²
うち伏見屋地区	249,778 m ² (27.93%)	12,701 m ²	237,077 m ² (32.50%)	79,026 m ²
うち北浦地区	644,432 m ² (72.07%)	152,119 m ²	492,313 m ² (67.50%)	164,104 m ²
西端地区	2,321,244 m ² (60.10%)	1,007,352 m ²	1,313,892 m ² (49.93%)	437,964 m ²
合計	3,862,532 m ² (100.0%)	1,231,053 m ²	2,631,479 m ² (100.0%)	877,160 m ²

(3) 令和7年度以降の転作実施予定面積について

	前浜・川口地区		伏見屋・北浦地区		西端地区		合計	
	前回配分	今回配分	前回配分	今回配分	前回配分	今回配分	前回配分	今回配分
令和7年度	193,532m ²	193,532m ²	254,571m ²	235,182m ²	515,301m ²	460,103m ²	963,404m ²	888,817m ²
令和8年度	196,495m ²	196,495m ²	259,662m ²	239,615m ²	490,765m ²	444,362m ²	946,922m ²	880,472m ²
令和9年度	198,182m ²	198,170m ²	259,476m ²	254,593m ²	510,466m ²	435,026m ²	968,124m ²	887,789m ²

2 令和7年産以降の転作除外地の設定について

(1) 令和7年産以降の転作除外地の設定の方針

JAあいち中央及び営農部会碧南支部(オペレーター)と検討し、湿田、飛び地等、麦・大豆等の作付に不向きな水田を転作対象から除外する。また、これまでに設定した農地以外について、見直しを行い、新たに除外する農地を追加する。

(2) 各地区の転作対象水田面積及び新規除外面積の配分(案)

7月25日の再生協議懇談会にて提示した案で変更なし。後日前浜・川口、西端、伏見屋・北浦の各地区代表会で了承済み。

○新規転作除外面積：**170,348㎡**

○新規転作除外地設定後の面積(地区別)

区分	転作対象水田面積(割合)	新規転作除外面積	除外後転作対象面積(割合)
前浜・川口地区	588,197 ㎡ (20.99%)	0 ㎡	588,197 ㎡ (22.35%)
うち前浜地区	456,877 ㎡ (77.67%)	0 ㎡	456,877 ㎡ (77.67%)
うち川口地区	131,320 ㎡ (22.33%)	0 ㎡	131,320 ㎡ (22.33%)
伏見屋・北浦地区	768,414 ㎡ (27.43%)	39,024 ㎡	729,390 ㎡ (27.72%)
うち伏見屋地区	238,229 ㎡ (31.00%)	1,152 ㎡	237,077 ㎡ (32.50%)
うち北浦地区	530,185 ㎡ (69.00%)	37,872 ㎡	492,313 ㎡ (67.50%)
西端地区	1,445,216 ㎡ (51.58%)	131,324 ㎡	1,313,892 ㎡ (49.93%)
合計	2,801,827 ㎡ (100.0%)	170,348 ㎡	2,631,479 ㎡ (100.0%)

※各地区(内訳含む)の転作除外面積は、除外地設定の目安である。

(3) 転作除外地新規設定後の想定面積(案)

区分	1年目	2年目	3年目
前浜・川口地区			
除外地 新規設定前	193,532 ㎡	196,495 ㎡	198,170 ㎡
除外地 新規設定後	193,532 ㎡	196,495 ㎡	198,170 ㎡
伏見屋・北浦地区			
除外地 新規設定前	255,197 ㎡	258,624 ㎡	254,593 ㎡
除外地 新規設定後	235,182 ㎡	239,615 ㎡	254,593 ㎡
西端地区			
除外地 新規設定前	462,376 ㎡	501,304 ㎡	504,307 ㎡
除外地 新規設定後	460,103 ㎡	444,362 ㎡	435,026 ㎡
全体			
除外地 新規設定前	911,105 ㎡	956,423 ㎡	957,070 ㎡
除外地 新規設定後	888,817 ㎡	880,472 ㎡	887,789 ㎡

(4) 転作除外地(案)

別添図面のとおり

3 今後の転作事務スケジュール(案)

令和6年9月上旬 令和7年度の転作該当者へ、承諾書等を発送

4 生産調整の見込み

米の生産数量目標の目安 A : 309.0 ha (注1)

(単位: ha)

水稲作付率 % B	水稲作付面積 A×B=C	生産調整の見込み						水田面積 C+H=I
		小麦、大豆等の作付				その他作付 G	作物作付等計 F+G=H	
		市内 D	市外(推定) E	市外内訳	計 D+E=F			
95.39	294.8 (注2)	小麦・大豆・飼料用米 80.6 (88.8)	17.5	西尾市 10.2 安城市 5.8 高浜市 1.5	98.1	26.5	124.6	419.4

(注1) 令和6年産米の生産数量目標の目安と同様とする。

(注2) 水稲作付面積は、水田面積から作物作付等計(麦大豆(市内、市外)面積、その他作付の合計)を除いた数とする。

(注3) ()内の数値は入作を含む集団全体の面積。

(参考) 市外転作面積の過去実績 (単位: ha)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	直近3ヵ年平均
西尾	11.4	9.2	9.9	10.2
安城	6.3	6.5	4.7	5.8
高浜	1.8	2.2	0.6	1.5
計	19.5	17.9	15.2	17.5

5 小麦、大豆等の作付の市内地区配分(案)

(単位: ha)

地区	基礎面積	除外地	構成比 %	令和5年度実施面積	令和6年度実施面積	令和7年度配分面積(案)
川口・前浜	58.8	5.8	22.35	18.9 (18.9)	17.9 (18.1)	19.1 (19.3)
伏見屋・北浦	72.9	16.4	27.71	23.9 (25.8)	22.3 (25.0)	19.3 (23.5)
西端	131.3	100.7	49.90	45.3 (48.5)	48.2 (50.5)	42.1 (46.0)
計	263.1	123.1	100.00	83.8 (91.2)	88.5 (93.7)	80.6 (88.8)

(注) ()内の数値は入作を含む集団全体の面積。

令和7年度小麦、大豆等作付実施地域

前浜・川口地区転作

町	丁目	作付面積(m ²)の合計
潮見町	2	95,870
	3	28,211
	3	26,374
前浜地区小計		150,455
川口町	4	28,947
	5	14,130
川口地区小計		43,077
前浜・川口地区合計		193,532
碧南市民合計		191,299

※入作分 3筆 2,233m²
 ※転作筆数 180筆 (入作分含む)

旭地区転作面積

町	丁目	作付面積(m ²)の合計
縄手町	2	38,296
	3	11,605
	4	60,679
野銭町	1	20,226
	2	18,045
	3	5,015
鷺塚町	7	1,860
北浦地区小計		155,726
三間町	1	25,093
	2	1,912
下洲町	—	4,753
矢縄町	1	20,499
	2	7,189
	3	7,400
流作町	3	12,610
伏見屋地区小計		79,456
旭地区合計		235,182
碧南市民合計		193,864

※入作分 45筆 41,318m²
 ※転作筆数 290筆 (入作分含む)

西端地区転作(碧南市民の集計)

町	丁目	作付面積(m ²)の合計
大久手町	3	16,837
	4	26,275
雁道町	4	6,108
	1	39,744
竹原町	2	35,688
	3	42,271
	1	40,009
宝町	2	40,256
	3	34,902
	1	13,491
用久町	2	21,258
	3	12,649
	4	5,227
	5	26,452
	1	38,022
坂口町	4	21,355
古川町	1	13,960
山下町	—	25,599
西端地区合計		460,103
碧南市民合計		421,962

※入作分 28筆 40,969m²
 ※転作筆数 306筆 (入作分含む)

総転作面積(入作含む) 888,817 m²
 総筆数 776 筆

有余面積算出法＝各地区転作割当面積－総転作面積(市民分)

4 その他

(1) 令和6年度経営所得安定対策事業における交付申請状況について

令和6年8月1日現在

ア 畑作物の直接支払交付金

(ア) 交付申請者	4名	(オペ4名)
(イ) 申請面積	小麦	75.7ha (オペ4名)
	大豆	76.0ha (オペ4名)
	合計	151.7ha

イ 水田活用の直接支払交付金

(ア) 交付申請者	4名	(オペ4名)
(イ) 申請面積	小麦	75.7ha (オペ4名)
	大豆	76.0ha (オペ4名)
	合計	151.7ha

(2) 令和7年度小麦、大豆等作付けにおける依頼について

ア 概要

令和7年度に生産調整（転作）に当たる地権者に対して、生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結（オペレーターへの作業委託）の依頼について通知する。

イ 通知先

令和7年転作該当者

132名（入作を含む）

ウ 通知予定日

令和6年9月2日（月）

エ 提出依頼物

別紙 生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結の依頼書

オ 提出期限及び提出方法

令和6年9月30日（月）までに返信用封筒にてJAあいち中央碧南営農センターへ提出

6 碧再生会第 号
令和 6 年 9 月 2 日

農地耕作地権者 様

碧南市地域農業再生協議会
会長 小池友妃子
(公 印 省 略)

令和 7 年度小麦、大豆等の作付けについて（依頼）

日頃は、当協議会の事業に御協力いただきありがとうございます。

当協議会では、主食用米の需給安定を図るため、ブロックローテーション（集団転作）による生産調整（一団の地域全体で小麦、大豆等の作付を行うことにより、需要見込みの範囲内で主食用米の生産を抑制する取組）を実施しております。

令和 7 年度の実行調整の取組としまして、小麦・大豆等を市域全体で 88.8 ヘクタール作付けすることとした結果、**あなたの農地**（別紙に記載の農地）が、**生産調整の対象（水稻の作付を行わず、小麦、大豆等を作付ける。）**となりましたので、転作へ御協力をいただきますようお願いいたします。

つきましては、**別紙『生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結の依頼書（委任状）』【提出用】**を御提出いただく必要がありますので、お手数ですが、日付等を御記入いただき、押印の上、同封の返信用封筒にて、**令和 6 年 9 月 30 日（月）までに J A あいち中央碧南営農センターへ御提出いただきますようお願いいたします。**

なお小麦、大豆等作付けにおける詳細は、裏面「令和 7 年度 小麦、大豆等作付基本方針」を御覧下さい。

小麦の作付は、10月中旬から作業を始めさせていただき予定です。主食用水稻の作付が行われている水田は、収穫が終了次第、稲ワラ等の片付けをお願いします。

今年度、小麦、大豆等の作付を行っている農地については、12月末に耕起し、耕作地権者へお返しする予定です。なお、天候等により時期が変動する場合がございますので、その際は御了承ください。

（連絡先）碧南市地域農業再生協議会事務局（碧南市農業水産課農政振興係内）

TEL0566-95-9896（直通）

令和7年度 小麦、大豆等作付基本方針

碧南市地域農業再生協議会

- 1 小麦、大豆等作付実施面積は88.8ヘクタール
(詳細は、別紙「令和7年度小麦、大豆等作付実施地域」をご覧ください。)

市内地区配分 (単位：ヘクタール)

前浜・川口 地区	19.3
北浦・伏見屋地区	23.5
<u>西端 地区</u>	<u>46.0</u>
合計	88.8

- 2 小麦、大豆等の作付けに対する助成

経営所得安定対策等事業における転作に伴う交付金は、国から一律の金額にて耕作受託者であるオペレーターに直接支払われます。この交付金のうち、耕作地権者分(転作協力金)を、面積に応じてお支払いする予定です。

令和7年度の転作協力金の単価については、以下に記載の令和6年度分の単価と同程度を見込んでおりますが、現段階では国からの具体的な事業内容や予算額が決定されていないため、正確な額をお知らせすることはできません。額が決定次第お知らせする予定ですので、御理解のほどよろしく申し上げます。

【参考：令和6年度予定単価】

小麦、大豆等いずれか1作のみの場合： 22,000円(10アールあたり)
二毛作実施の場合： 27,000円(10アールあたり)

- 3 その他

- (1) 転作該当農地では、個人での耕起、栽培等はできません。(オペレーター管理)
- (2) 水利費は、耕作地権者にて御負担ください。
- (3) 実施水田における稲ワラは、自然災害等により河川等への流出が発生する場合がありますので、収穫後早い時期に片付けるようお願いいたします。
- (4) 実施水田において、野菜残さや農業用資材などの投入が見られますので、絶対にやめてください。
- (5) 草刈りを忘れずにお願いたします。

畦畔の草については、耕作地権者で管理していただくことになっておりますので、草刈り等の管理を徹底されるようよろしくお願いいたします。

趣旨を御理解のうえ、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【提出用】

【本人控】

令和7年度

生産調整実施の承諾及び特定農作業受委託契約締結の依頼書（委任状）

令和6年9月 日

碧南市地域農業再生協議会会長 殿

私（以下、「甲」といいます。）は、小麦、大豆等の作付地域設定に賛同し、下記に掲げる農地が該当田となることに同意するとともに、愛知県が示す生産数量目標目安に基づき、碧南市地域農業再生協議会会長 小池友妃子（以下、「乙」といいます。）が実施する生産調整に承諾します。

また、甲は乙を代理人と定め、下記の「対象農地明細」に記載された農地について、その効率的な活用を図るために、農作業の委託先を乙に一任するとともに、裏面に掲げる事項を内容とする特定農作業受委託契約（以下、「受委託契約」といいます。）の締結及び締結された契約書の保有を委任します。なお、契約締結に必要な情報については、乙が活用することを併せて承諾します。

※締結を委任する契約内容については裏面を御確認ください。

(甲)

支店	農家番号	耕作地権者住所	耕作地権者氏名（印）	電話番号
		市 町 丁目 番地	印	

記

【対象農地明細】

所在地	対象面積(m ²) (畦畔を除いた面積)	備考
町 丁目 番		
町 丁目 番		
町 丁目 番		
町 丁目 番		

※ 令和6年9月30日（月）までに同封の返信用封筒にて御送付ください。

(送付先はJAあいち中央碧南営農センターです。)

《締結を委任する契約内容について》

- 1 次の3つの要件を明記すること。
 - (1) 主な基幹作業を受委託すること。
 - (2) 収穫物の販売名義を受託者とする事。
 - (3) 販売収入の処分権に関する事。
- 2 甲は、農作業を委託した目的を達成するために必要な範囲で、乙が選任する受託者に当該委託に係る事務処理を一任すること。
- 3 甲は、農作業を委託した目的を達成するために必要な範囲で、乙が選任する受託者が、当該委託に係る農地に関する確認と情報を活用することを認めること。
- 4 契約の詳細については、別紙「特定農作業受委託契約に関する共通事項」とすること。

※ 対象農地明細については、碧南市地域農業再生協議会が有する情報により記載しています。誤りがありましたらお手数ですが、御連絡をお願いします。

連絡先 碧南市地域農業再生協議会事務局
(碧南市農業水産課農政振興係内)
電 話 0566-95-9896 (直通)
FAX 0566-41-5412
E-mail nousuika@city.hekinan.lg.jp